香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設等検討委員会における傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1)会議の傍聴を希望される方は、会場受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、傍聴席が満員になりましたら、入場をお断りする場合があります。

2 傍聴者の厳守事項

- (1)会議中は、厳に私語を慎んでください。また、意見を表明することはできません。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否の表明をしないでください。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げになるので、会議中は電源を切るなど着信音が鳴らないような措置をしてください。
- (4) 傍聴者は、委員長の許可なく、会議の模様を撮影、又は録音しないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

3 傍聴者への対応

- (1) 委員長は、傍聴者が前項の規定に違反したとき、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場させることができるものとします。
- (2) 傍聴人は、検討委員会が非公開を決定する議決があったとき、又は、香美市情報 公開条例(平成18年香美市条例第13号)第6条第1号から第8号までに規定す る情報に該当する事項について協議する場合には、退場していただきます。
- 4 この要領は、平成29年6月13日より施行します。